

奥州市監査委員告示第15号

令和元年奥州市監査委員告示第13号により公表した定期監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により奥州市病院事業管理者から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月25日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 千 葉 洋 一

奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査実施期間

予備監査 令和元年6月17日から20日まで

本監査 令和元年7月4日

2 留意改善を要する事項及び措置内容

部課等名	留意改善を要する事項	措置内容
まごころ病院	服務事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるなど時間外勤務命令に不備があるものが5件、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが4件、退職願の承認手続きがなく臨時的任用職員の任用手続きに不備があるものが1件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。	不備のありました時間外勤務命令簿及び年次休暇請求処理票はすべて訂正しました。臨時的任用職員の退職手続きについては、今後不備のないよう留意して事務処理を行います。 今回の監査結果を職員に周知し再発防止を図ると共に、チェック体制を強化します。